

令和2年8月17日

関係者の皆さまへ

三原市長  
(契約課)

### 主要資材一括承認の実施について（お知らせ）

平成30年7月豪雨災害の復旧工事に伴い、一定の建設資材を使用する工事が多く発注され、受発注者間での材料承認事務手続きが増加していることから、材料承認に係る書類の簡素化を次のとおり実施します。

#### 内容

##### 1 概要

設計図書において、監督員の確認及び承諾を受けて使用することを指定した工事材料について、受注者は「見本または品質を証明する資料」を監督員に提出する必要があるもののうち、三原市ホームページ（契約課）に一括承認資材として掲載された製品を使用する場合は、受注者から監督員への使用資材承認時の添付書類（見本または品質を証明する資料）の提出を不要とします。

##### 2 対象資材

別紙「令和2年度主要資材一括承認一覧表」のアスファルト合材、路盤材、角フリューム（レディーミクストコンクリートについては、広島県調達情報ホームページ平成31年3月29日「レディーミクストコンクリートの承諾事務手続きの変更について（お知らせ）」に掲載されている「広島県生コン工場 配合計画書」に記載がある製品を承認しています。）

##### 3 書類の簡素化

受注者は、一括承認されている資材を使用する場合は、使用資材承認願の鑑へ「製品名、規格（種類）、会社名」を記載することで、監督員への使用資材承認時の添付書類の提出を不要とします。

なお、土木工事共通仕様書（広島版）2-1-2 1. 一般事項で規定されている「受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管しなければならない。」ことを省略するものではありません。

#### 対象工事

三原市が発注する全ての工事

#### 適用日

令和2年8月17日（承認の更新等は毎年、承認内容の変更は随時行います。）

お問い合わせ先 契約課工事検査係 電話 67-6076
-----------------------------------